

本論文の目的は、第一に、出土文字資料が遺跡の理解と評価に有効であり、出土文字資料と遺跡を総体的に把握することが日本古代史研究の可能性を開く有用な研究方法であることを実例をもって示すこと、第二に、出土文字資料をある社会集団の内部で作成・使用された文字資料として捉え、当該集団の人的構成・活動実態などを具体的に解明する過程を通じて、出土文字資料による研究方法の確立を目指すことである。

第一部「社会集団としての仏教界」では、飛鳥池遺跡北地区出土木簡群を主な検討素材として取り上げ、七世紀後半の大寺内部社会集団の構成、大寺の機能と役割、大寺と諸寺との関係性、大寺と諸寺を包括する京内寺院という枠組みの意義、といった諸点について考察した。

第一章「飛鳥池遺跡北地区出土木簡と飛鳥寺」では、この木簡群（北地区木簡）が飛鳥寺の人と物の管理を掌る三綱所の現業部門（飛鳥寺三綱政所と仮称）によって使用されたことを明らかにし、木簡群の出土地である飛鳥池遺跡北地区はその業務空間であったと指摘した。またこの木簡群の分析により、七世紀後半（天武朝）文武朝）における飛鳥寺の僧侶集団の内部構成をうかがい知ることができた。当時の飛鳥寺の僧侶集団では禅院の住持である道昭が主導的な地位にあったが、それと同時に道昭は禅院に居住し道昭招来の新しい教学や禅行を学ぶ弟子僧達の指導者でもあったことから、飛鳥寺の僧侶集団は寺院全体と禅院という二重構造になっていたと推定した。また天武朝初期の飛鳥寺では、多額の封戸施入、道昭の禅院還住、三綱政所の活動開始がほぼ同時期に相

継いで行われたことを明らかにした。

第二章「大寺制の成立と都城」では、大寺の機能、および大寺制の下で飛鳥寺が担った役割について検討した。天武朝初期に制度的に成立した大寺とは都城を構成する一部分であり、政治の場合および官人の集住空間としての宮都、仏事の場合および僧侶の集住空間としての大寺という機能分担が行われていた。大寺に求められた機能とは国家的仏事において多人数の僧侶を動員して経典を読誦することであり、天武朝初期の制度的成立と同時に行われた大寺への永年寺封施入の意義は、経典読誦集団を養成するための一切経書写を目的とした寺院経営基盤の整備であったと考えた。第一章で明らかにした天武朝初期における飛鳥寺の画期とは、このような国家による大寺重点化政策の現れであり、道昭の禅院還住の目的は玄奘由来の道昭招来経典を一切経書写の本経として活用するため、三綱政所設置の目的は一切経書写を含む大寺としての大規模整備事業を実施するためと推定した。

第三章「飛鳥寺と諸寺の禅行」では、飛鳥池遺跡北地区から出土した寺名木簡を取り上げ、そこに記されている一二の寺名を大和国内の諸寺に比定した。それらの寺院の一部は山林修行の拠点寺院であったとみられることから、これらの一二ヶ寺と飛鳥寺禅院との間に修行に伴う人や物の往来があった可能性を指摘した。禅院は道昭が主導する禅行の教育機関であり、飛鳥寺に所属する沙弥や僧侶がここで禅行を学び、大和国内各地の諸寺に滞在して山林修行を行ったと考えられるが、同時に禅院はこうした修行拠点寺院に所属する修行者への教育機能も担っていたのではないかと推定し、大寺と都城所在国（大和国）内の諸寺が修行者の往来によるネットワークで密接に結び付いていたことを指摘した。

第四章「都城近郊寺院と大寺」では、都城の大寺と都下の諸寺との関係性についてさらに考察した。対象として取り上げたのは平城京東郊の春日寺である。まず文献史料と地上遺構の検討により春日寺跡の位置を特定し、春日離宮の隣接地であることをつきとめた。また、春日離宮の一施設である春日酒殿が、発掘調査で見つかった苑池遺構を中心とする一面にあったことを明らかにした。春日寺は春日離宮に縁のある皇族の仏事を勤修した寺院であり、またここで大寺の僧による講経が行われた例があることから、檀越の繋がりや大寺との至近関係によって、大寺の僧侶による出張を受け入れていたのではないかと考えた。このように大寺と都下の諸寺の間には、第三節で見たような修行を媒介とする関係の他にも様々な相互関係が存在したのではないかと推定した。

第五章「京内寺院と都城」では、都下諸寺の法制的な位置づけについて考察した。諸史料に「京内寺院」とある寺院は僧綱の管轄対象寺院のことであり、ここで言う京内は京職の管轄する京城とは必ずしも一致せず、令制でも京職の管轄対象に寺院が含まれていないことを指摘した。僧綱は、七世紀前半に全国の寺院の資財と僧尼を把握するために置かれたが、天武朝初期に大寺制が成立すると同時に大寺三綱が構成員に加わり、その管轄範囲も「京内寺院」に限定された。「京内寺院」とは、大寺をはじめとする国家的仏事が日常的に行われる都城近郊寺院群のことであり、そのために僧綱がこれらの寺院の人員構成を把握管理していたと考えた。

第二部「地域社会集団の変容と仏教」では、寺院遺跡の出土文字資料、仏像銘文、遺存地名といった断片的文字資料を活用し、遺跡・遺物の検討も加えて、寺院造営の主体となった造寺知識集団の実態解明を試みた。

第一章「古代の造寺と社会」では、主に備中国賀陽郡の栢寺を素材として七世紀後半における地方寺院の造寺

集団について検討し、造寺が教化僧―檀越―知識という構造をもつ知識集団によって担われ、当該地域での社会的地位の確立を目論む地方有力者が檀越として造寺知識を結集したことを明らかにした。また、知識結集の求心性を訴求するために、その造寺が天皇の為の仏事であるという社会的理念と、造寺を通じて共に菩提の境地に至るためであるという宗教的理念が、共に標榜されたことを述べた。こうした地方有力者による地位確立の手段として造寺が選択された結果、白鳳寺院の爆発的增加という現象が全国的に生じたが、その理由は社会結合を実現するための知識結集という仕組みが造寺に最初から備わっていたためと考え、七世紀後半以降、各地で造寺を契機とする知識集団が結集された可能性を指摘した。

第二章「知識寺院と地域社会」では、主に河内国大県郡の鳥坂寺、および同寺を含む河内六寺を素材として七世紀後半の河内国における造寺集団について検討し、河内六寺では造寺知識の基礎的結集範囲は特定のサトないしはムラであり、さらに文字瓦の地名から、基礎的範囲以外の知識結縁も受け入れていたと推定した。地方の造寺知識はコホリ規模であることが多いが、河内六寺の結集範囲はそれより小さく、地方の事情によって知識集団の結集範囲は様々であったことが分かった。また、川の対岸に当たる隣評地域からの造寺知識への参加が見られることから、造寺には異なる地域に分布する複数の集団が共通目標により結合するという結集力があり、そうした造寺知識の結集によって地域における社会集団の変容が促されたと考えた。

第二章補論「智識寺小考」では、河内六寺のうち唯一サト名を寺名に冠しない智識寺について検討した。創建当初の智識寺では河内国司を檀越とする一国規模の知識結集が行われた可能性があること、八世紀後半には永年

寺封が施入され、天皇が寺院資財の運用に直接関与したこと、九世紀後半には河内国司を造寺別当として修理が行われたことを指摘し、智識寺の創建時における知識結集では檀越の有する公権力を背景とした強制力がある程度働いた可能性があり、八世紀後半以降は大寺となって公的性格がより強まったと考えた。

第三部「地域社会集団の変容と律令制」では、長登銅山跡出土木簡群を主な検討素材として取り上げ、官営採銅事業の特質とそれが地域社会に与えた変化について考察した。

第一章「官営採銅事業と地域社会の変容」では、この木簡群を作成使用した長門国採銅所における官営採銅事業の実態について検討した。木簡の分析によると、長登銅山で生産された銅の用途は官司・貴族・寺院などの需要に限定された。銅山労働者が課丁として納付すべき調銅についても労働名目の振り替えにより官採体制の下で一括生産が行われており、銅生産機構および銅資源の国家による独占が官営採銅事業の特徴であったと指摘した。こうした独占的生産体制がとられたことにより、七世紀前半頃から存在した民間の銅生産技術者集団は役丁として徴発されて採銅所における官営採銅事業に従事したが、その徴発範囲は関門海峡を挟む両岸二国の産銅地に広がり、採銅所の所在郡である美祢郡にとどまらず、長門国全域、および対岸の豊前国にまで及んだと考えられる。その結果として一部の産銅地では民間技術者集団が消滅し、技術の継承に断絶が生じた所も確認できた。

第二章「官営採銅事業と雇役制」では、官営採銅事業における役丁徴発制度として雇役制が導入されていたことを明らかにした。雇役制は年度予算に従って運営される拘束力の強い労役制度であり、その導入目的とは錢貨発行数量を国家が一元的に管理するためであったと考えた。採銅所における雇役制では、本来中央に送るべき庸

を当該国内にとどめて役丁の功食に充てるという特徴がみられ、採銅郡では庸米のほぼ全量が採銅所に送られて郡全体が官営採銅事業の下に取り込まれた。このように、雇役制をはじめとする官営採銅事業での諸制度は国家による強力な独占性と拘束性を備えており、産銅地の地域社会集団をあらゆる面で体制内に組み込み、地域社会構造に大きな影響を与えたと言える。

第四部「出土文字資料の諸相」では、類例の少ない出土文字資料を取り上げ、現状の形状や記載様式などに基づき、原形を保っていない木簡の原状復原を試み、木簡の作成目的や使用実態を検討した。

第一章「木に記された暦」では、石神遺跡出土の具注暦木簡を検討対象とした。暦注や入節日の干支の組み合わせから、具注暦の年代は持統天皇三年（六八九）、表面は三月、裏面は四月の暦日を記したものと判定した。二次的整形により現状では穿孔円盤形をしているが、元来は横幅四〇cm強の大型木簡で、表裏面ともに一ヶ月分の暦を記していた形状が復元できた。表裏面全体にわたって刻界線が施されており、紙の具注暦から転写されたこと、表裏は数度にわたって削り直されており、一ヶ月分の暦を何度も書き換えた可能性があることを指摘した。また、大型木簡に暦を記した理由として、官司において官人が共同利用していた状況を想定した。

第二章「地方官衙と歌木簡」では、秋田城跡出土の歌木簡を検討対象とした。同伴する荷札木簡の新釈読案により、木簡の年代は従来の説よりやや遡る可能性があることを指摘した。歌木簡は現状で歌が表裏とも同一側に寄せて記されていることから、元来はその反対側方向にもう少し幅が広がっており、表面は少なくとも二首以上の歌が記されていたと復原した。歌木簡の用途としては、新春儀礼において唱和される歌の記録もしくは準備、

あるいはそれに関わる歌集からの抜き書きなど、複数の可能性を指摘した。

以上の計四部にわたり、都城周辺における僧尼集団、地方における造寺知識集団、産銅地における銅生産技術者集団、および官司内における官人集団という、古代社会を構成する様々な社会集団の実態と変容過程について考察し、これらの社会諸集団が決して国家からの規定によってのみ存在していたわけではなく、集団内部ではそれぞれに自律性をもち、ネットワークの形成や構成員の離合集散などによって絶え間なく集団の姿は変化し続けていたことを確認した。また、出土文字資料を用いて遺跡の性格を明らかにすることで歴史研究における出土文字資料の有効性を端的に示し、社会集団内部資料として捉えた出土文字資料による研究の方法論を提示した。